

東京都写真美術館

カフェ出店者募集要項

1 東京都写真美術館の概要

東京都写真美術館は、日本で初めての写真と映像に関する総合的な美術館として、平成7(1995)年1月に恵比寿ガーデンプレイス内に開館しました。3つの展示室では、収蔵する3万6千点以上の(令和3年4月時点)写真及び映像作品を紹介する収蔵展、独自の切り口による自主企画展、他団体との誘致展など多種多様な企画を実施、また1階には190名を収容するホールがあり、東京都写真美術館にふさわしい映画を上映しています。

平成26年から約2年にわたる改修工事を行い、エレベーターを増設したほか、展示室やエントランスホールなどの空間イメージを一新し、平成28年秋にリニューアル・オープンしました。また、館内には魅力溢れるカフェやショップを併設してサービスの質の向上を図り、より安全かつ快適に利用いただける新たな美術館として、総合開館以来800万人を超えるお客様をお迎えしています。(令和3年4月時点)

2 東京都写真美術館のお客様

当館のお客様は、幅広い年齢層の方がまんべんなく来館しており、男女比はほぼ同数です(令和2年度データ)。なお、現在のカフェのお客様は、展覧会及び映画鑑賞に来られる方が中心となっていますが、恵比寿ガーデンプレイス周辺のおフィスワーカーの方にもご利用いただいています。

参考：年度別東京都写真美術館開館日数、観覧者数等

	平成30年度	平成31年度	令和2年度
開館日数	299日	269日	243日
展覧会等観覧者数	334,799人	360,607人	158,338人

※東京都写真美術館についての情報は、公式ウェブサイトでご確認いただけます。

※平成31年度はコロナ禍につき3月は休館しました。

※令和2年度はコロナ禍につき4・5月は休館しました。

3 募集目的

リニューアル・オープンに際しては、お客様の声を反映し、カフェの店舗面積を約99.2㎡(客席面積は約56.7㎡)に拡大し、また、入口はメインエントランスに面し、外のファサード

からもダイレクトにアクセスできる空間となることで、写真美術館におけるカフェの存在がますます大きくなりました。当館は、カフェを「アメニティ施設」（訪れる楽しみ、居心地の良さ、利便性の向上）として位置づけ、東京都写真美術館を構成する重要な要素として、カフェを運営していただける事業者を経験豊富な法人のみに限らず、スタートアップに果敢に挑戦する新規事業者もあわせて、広く企画提案方式により募集します。

4 基本となるコンセプト

展覧会や映画鑑賞の合間に少し立ち寄るといった利用だけでなく、写真美術館という日常から少し離れた空間で、ゆっくりとした時間を過ごせる場を提供し、様々なお客様のニーズに応えるカフェを目指します。また、東京都写真美術館がある恵比寿ガーデンプレイス及びその周辺には多くの飲食店がありますが、個性ある店舗運営で、来館者だけでなく、恵比寿界隈を訪れる方や周辺のオフィスワーカーなど、多くのお客様が行き交う魅力ある店舗を目指します。

5 契約方式

公益財団法人東京都歴史文化財団東京都写真美術館と営業を希望するもの（以下「受託者」という。）との間で、業務委託契約を締結します。

6 契約期間

令和3年6月下旬から令和6年3月31日までの約2年9か月（予定）です。

7 基本的な営業条件

(1) 原則として、館の開館日（休館日以外）及び開館時間に合わせて営業してください。現在の休館日は毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は、翌火曜日）及び年末年始（12月28日～1月1日）、開館時間は午前10時から午後6時（木・金曜日は午後8時まで）ですが、今後改正される可能性もあります。

また、夏季の木・金曜日（※参考）や特別なイベント開催時などに開館時間の延長を行っているため、これにも対応してください。なお、営業時間については、東京都写真美術館と事前に協議のうえ決定させていただきます。

【※参考：令和3年度サマーナイトミュージアム開催期間】（予定）

7月18日～8月30日の毎木・金曜日は午後9時まで開館し、カフェも午後9時まで営業。

(2) 店舗の営業開始は令和3年7月初旬を予定しております。

(3) 貸切パーティーなどで、開館時間外の営業を希望する場合には、事前に計画書を提出して当館の承認を得てください。

- (4) 営業形態はフルサービス型をはじめ、セルフサービス型の方式、提供品目によりテイクアウトも可能です。ただし、幅広い年齢層が混乱なく利用できる方法をご提案ください。
- (5) 飲み物及び軽食を提供し、ランチメニューやスイーツ類等、幅広い客層が利用できるメニューを提案してください。
- (6) 展覧会等の共催者、協力者等から協力依頼があった場合は、美術館と協議しながら柔軟に対応してください。情報共有のため、毎月のスタッフ連絡会議に出席してください。
- (7) 美術館利用者（例：年間パスポートホルダー等）が割引利用できる等、東京都写真美術館事業、東京都歴史文化財団事業および地域周辺施設サービス等の協力を行ってください。
- (8) 店舗に対する要望や意見を把握し、お客様に対してきめ細かく柔軟な対応に努め、常に質の高いサービス、ホスピタリティを発揮してください。多言語化、バリアフリー化を進め、アレルギー表示、車椅子用や体の不自由なお客様が利用しやすい店内レイアウトの工夫等、多様なニーズに対応してください。
- (9) 積極的にウェブや SNS を利用して広報展開し、当館のウェブサイトとリンクを張るなどして、館の広報とも連携してください。多言語対応への状況を踏まえながら、接客スタッフの配置、商品及び店舗HPの表示にご協力ください。英語での対応は必須とします。
- (10) 当館の安全管理上必要な業務（防災訓練、テロ対策訓練等）に、参加協力してください。
- (11) 当館のコロナ対策ガイドラインに従い、従業員及び利用者の感染防止の徹底に努めてください。

8 契約条件

(1) 営業場所

東京都写真美術館 1 階 総面積 99.2 m²

（客席面積 56.7 m² 厨房等面積 42.5 m²） ※添付の図面等を参照してください。

(2) 販売品目及び売上金の取扱

- ① 受託者は販売する商品及びその価格については、東京都写真美術館の承認を得てください。
- ② 日々の売上金は、受託者の責任において管理してください。
- ③ 東京都写真美術館に対して、日々の売上額及び月ごとの総売上額を所定の様式にて指定する期日までに報告してください。

(3) 管理手数料等／月額

- ① 管理手数料は、毎月の売上額に各年度で定めた割合を乗じて得た額とします。ただし、月額管理手数料が月額最低保証金額に満たない場合は、最低保証金額を当月の管理手数料とします。

ア 令和3年度は毎月の売上額に5%の割合を乗じて得た額とします。本金額が月額最低保証金50,000円（消費税別）に満たない場合は、この最低保証金額をお支払いください。ただし、営業開始日が1カ月未満の期間で、売上額の5%の額が最低保証金額に満たない場合、当該月の日数で日割り計算した最低保証金額をお支払いください。

イ 令和4年度は毎月の売上額に7%の割合を乗じて得た額とします。本金額が月額最低保証金70,000円（消費税別）に満たない場合は、この最低保証金額をお支払いください。

ウ 令和5年度は毎月の売上額に10%の割合を乗じて得た額とします。本金額が月額最低保証金100,000円（消費税別）に満たない場合は、この最低保証金額をお支払いください。

② 上記①ア～ウの歩合は最低限の基準であり、これを超えた管理手数料の提案も可能です。その場合には、金額（利率）とその収支等の考え方を示してください。

③ 納付時期及び方法

前月の営業に係る管理手数料ないしは最低保証金額に消費税相当額を加えた金額を、毎月25日までに東京都写真美術館の指定する口座に振り込むこととします。なお、振込手数料は受託者の負担とします。

(4) 営業保証金

東京都写真美術館の指定する期間内に、次の金額を営業保証金として預託してください。（営業保証金は契約期間終了の際に返却しますが、無利息とします。）

カフェ 金 360,000円

(5) 衛生管理

受託者は、本物件内（バックヤード、従業員用ロッカー等も含む）及びその周囲を常に清潔に保ち、飲食物の安全と衛生の確保に万全を期すとともに、委託業務の遂行上必要とされる従業員の健康診断、衛生検査等を適切に実施して、その結果を当館に報告してください。また、食品衛生法及び食品製造等取締条例を遵守するもともに、受託者の負担で生産物賠償責任保険に加入してください。

(6) 施設・設備改修等の負担区分

① 受託者は東京都写真美術館が設置した内装及び基本什器及び厨房機器（別紙参照）を無償で使用可能ですが、修繕や更新に必要な費用は原則受託者の負担とします。また、その他営業に必要な什器については、受託者で設置してください。ただし、文化施設のため、厨房機器などは電気機器を基本とし、設置に際しては事前に美術館の承認を得てください。なお、建物への穿孔等現状変更を伴う什器の設置は、原則としてできません。

② 内装の改修、電気の増設、弱電回線の増設等が必要な場合は、当館の承認に基づき、受託者の負担において行ってください。

③ キャッシュレス決済推進のため、クレジットカード、デビットカード、電子マネー及びQRコード決済での支払いに対応できるよう受託者の負担で機器の設置を行ってください。

(7) 光熱水費等の負担区分

営業場所で使用する光熱水費、清掃費（グリストラップ、グリスフィルター及びゴミ置き場の清掃を含む）、汚泥処理費、廃棄物処理費、害虫生息調査及び駆除費、消耗品費、小修繕費、通信回線使用料等については受託者の負担とします。光熱水費等については、東京都写真美術館の指定する方法により期限までにお支払いください。

(8) 準備期間

① 契約締結日から営業開始日の前日までを営業準備期間とします。なお、準備期間中の管理手数料は不要ですが、準備期間中に契約を解約する場合は違約金が発生しますのでご注意ください。

② 現場への備品の搬入や商品の設置等の作業開始の日は、令和3年6月下旬を予定しております。具体的な日程については、東京都写真美術館と協議の上、決定してください。

(9) その他

① 過去3年間に営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法及び食品製造等取締条例の規定に基づき、営業許可の取消し、営業禁止または営業停止の行政処分を受けた者は応募できません。

② 受託者は、自らの名義と責任をもって委託業務遂行上の一切の取引を行ってください。

③ 東京都写真美術館は、受託者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については一切責任を負いません。

④ 受託者は、原則として本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできません。

⑤ 次の各号に該当するときには、契約を取り消し、又は変更することがあります。

ア 天変地異等により営業場所が使用不能になったとき

イ 受託者が契約条件に違反したとき

ウ 受託者が応募者の資格を失ったとき

エ 正当な理由なくして、指定する期日までに営業を開始しなかったとき

オ 東京都が公益財団法人東京都歴史文化財団との指定管理者の指定を取り消す等の場合

⑥ 契約が終了した場合には、受託者は2週間以内に、受託者の負担で本物件を原状回復して、東京都写真美術館に引き渡すこととします。

- ⑦ 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはいけません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。
- ⑧ 暴力団又はその他暴力的集団の構成員は応募できません。
- ⑨ 参加届を提出した方を対象に、令和3年5月14日（金）現地見学会を行う予定です。参加希望者は、前日17時までに問合せ・書類提出先のEメールに申し込んでください。

9 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

質問は、令和3年5月19日（水）までに、Eメールでのみ受け付けます。電話等Eメール以外の方法での問合せ及び期日以降の問合せは一切受け付けませんのでご注意ください。

(2) 質問事項

質問事項は、項目ごとに簡潔明瞭に記述してください。

(3) 回答

質問事項を集約したものを質問者全員に、令和3年5月21日（金）までに、Eメールで送付します。

10 応募届等の提出

本募集への応募を希望する者は、令和3年5月31日（月）（必着）までに、郵送で所定の応募届（ホームページ上からダウンロード）及び次の書類を、東京都写真美術館に提出してください。

- (1) 法人登記簿謄本（法人のみ）
- (2) 納税証明書（法人住民税・事業税及び法人税、または個人住民税・事業税等につき直近1事業年度分）
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）
- (4) 法人または個人の事業概要及び特徴
- (5) 経歴書
- (6) 企画提案書

企画提案書は以下に示す項目及び視点に則り作成してください。書式は問いませんが、サイズはA4サイズに統一してください。

項目	視点
コンセプトとセールスポイント	① 東京都写真美術館の特徴をとらえ、美術館が示す店舗運営の基本的な考え方に合致したコンセプトとなっているか。 ② 恵比寿周辺地区の類似業態店舗との差異を考慮し、独自性を打ち出しているか。 ③ 集客・売上につながる販売戦略に秀でているか。
運営の考え方	① 店舗の名称（候補） ② 利用者の対象（ターゲット層） ③ 販売商品、価格表、営業時間等 ④ 食品衛生管理 ⑤ 運営方法（人員配置等） ⑥ 店舗責任者の経歴書
東京都写真美術館事業との連携、協力・広報	① 展覧会等の館事業や館が企画する催しへの積極的な取組 ② 館のイメージアップに繋がる広報戦略
利用者サービス	① 子供連れ、車椅子その他ハンディキャップのある方々への配慮がなされているか。 ② クレジットカード、デビットカード、電子マネー及びQRコード決済での支払いに対応しているか。 ③ 混雑時の対応や接客、接遇について、適切に対応できるスタッフの教育や人員配置となっているか。 ④ 外国人来館者のための多言語対応に取り組んでいるか。
店舗イメージ・レイアウト (図面・パース等)	① コンセプトに合致した店舗イメージになっているか。 ② 収益性や効率性を考慮したレイアウトになっているか。 ③ 来店者の導線および安全に配慮したレイアウトになっているか。
収支計画・費用負担等	① 基本収支計画（売上、集客計画及び経費内訳等）及び管理手数料 ② 什器・設備等の負担区分を理解し、適切な提案となっているか。

※ 上記のうち(1)～(5)は1部（社名あり）、(6)は10部とし、そのうち8部は社名なし、2部は社名ありとしてください。

11 受託予定者の選考

(1) 書類審査の実施

提出された書類について、書類審査を実施し、応募者全員に書類審査の可否を通知します。

なお、応募者から提出された書類については審査の結果にかかわらず返却いたしません。

(2) プレゼンテーション及び審査等

① プレゼンテーションの実施

書類審査合格者に対しては、11(1)の審査結果と一緒に、プレゼンテーションの日時を通

知します。実施日は、令和3年6月8日（火）を予定しています。

② 受託予定者の決定及び審査結果の通知

受託予定者の決定は、令和3年6月15日（火）を予定しています。審査結果は参加者全員に文書で通知します。なお、審査内容についての問合せには一切応じられません。

12 全体のスケジュール（予定）

令和3年	4月30日(金)	募集要項掲示(東京都写真美術館ホームページ)
令和3年	5月13日(木) 17時	現地見学会参加届締切
令和3年	5月14日(金)	現地見学会
令和3年	5月19日(水)	質問受付締切
令和3年	5月21日(金)	質問回答送付
令和3年	5月31日(月)	応募届・企画提案書等提出締切（必着）
令和3年	6月 8日(火)	プレゼンテーション及び審査（予定）
令和3年	6月15日(火)	委託予定者決定・審査結果通知（予定）
令和3年	6月下旬	契約締結
令和3年	7月初旬	営業開始

※スケジュールは、予告なく変更することがありますので、ご留意願います。

問合せ・書類提出先

東京都写真美術館管理課管理係（担当：牧、遠山）

住所 〒153-0062

東京都目黒区三田 1-13-3 恵比寿ガーデンプレイス内

電話 03（3280）0031

Eメール kanri@topmuseum.jp

休館日は、毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は開館し、翌平日休館）ですが、上記電話はつながります。

基本什器・厨房機器（導入年月はすべて平成 28 年 8 月）

什器

品名	メーカー・形式・サイズ	個数
レジカウOUNTER上オープンラック	900*1500	1 台
陳列台 A	1100*450*1200	1 台
陳列台 B	2150*600*900	1 台
陳列台 C	2165*870*1200	1 台
陳列台 D	1200*900*900	1 台
冷蔵ショーケース（化粧パネル付）	パナソニック SMR-V1241NB	2 台
ロールスクリーン 防炎仕様	1700*3700 プレーンタイプ 手動	8 機

厨房機器

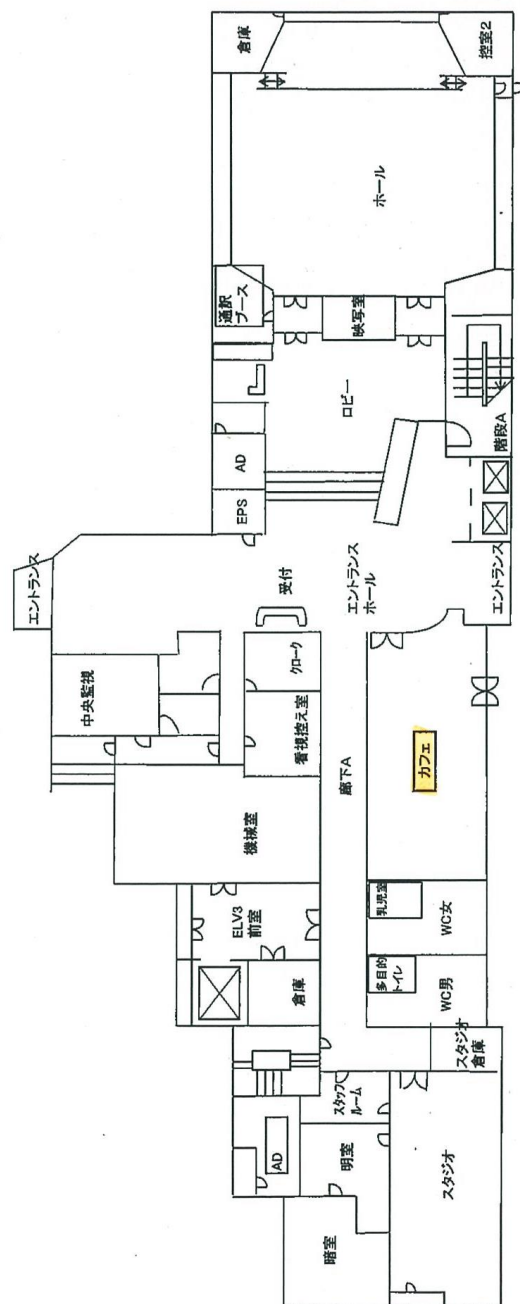
スチームコンベクションオープン	コメットカトウ CSWH-EW61	1 台
上記用架台		1 台
冷蔵コールドテーブル	北沢産業 SUR-K1561SA	1 台
二槽シンク		1 台
食器洗浄機	パナソニック DW-UD44U3	1 台
冷蔵コールドテーブル	パナソニック SUR-K1261SA	1 台
製氷機 キューブアイス	パナソニック SIM-S6500	1 台
上記用天板	635*600*40	1 台
冷蔵庫	パナソニック SRR-K761L	1 台
電子レンジ	パナソニック NE-710GP	1 台
電磁調理器	北沢産業 KSTA-14A	1 台

テーブル・イス

イス	クレス オルキス 1-B L	24 脚
テーブル	クレス W550×D700×H700	12 台
カウンターチェア	クレス レフスタンド A-BL	3 脚
屋外用イス	フジ AS410AW-DG	8 脚
屋外用テーブル	フジ GT703AW-DG	4 台

東京都写真美術館 1階 略図

恵比寿ガーデントワー



[illegible]